

液状化に強い街へ



千葉県議会議員（浦安市選挙区）

矢崎 堅太郎

1. はじめに

東日本大震災から間もなく1年を迎える。そんな時に衝撃的なニュースが新聞に載った(2012年1月23日付読売新聞)。それは、「首都直下地震4年内70%」という見出しで、東京大学地震研究所の研究チームが今後4年以内にマグニチュード7級の首都直下地震が起きる確立が70%になると発表した、というものだった。さらに30年以内では98%の確立(2012年1月24日付朝日新聞)ということで、これまで政府の地震調査研究推進本部が予測していた、「30年以内に70%程度」の発生確率より高くなっている。

この4年という数字。皆さんはどのように感じるだろうか。おそらく多くの人が30年なら何となくまだ先の話だと、もしかしたら自分が生きているうちには起きないと思うかもしれない。しかし4年と言えば現実的だ。具体的に考えればオリンピックの開催間隔であり、地方選挙の執行間隔である。いずれもすぐに来てしまう感覚だ。それに4年以内だから4年後とも限らない。来年かもしれないし、今年かもしれない。極端に言えば今起きてもおかしくないのだ。

だから、この予測はまさにこれから、震災からの復旧・復興に本格的に取り組もうとしている千葉県にとって極めて重い予測である。津波対策、液状化対策、建物の耐震化、防災



意識の徹底等、速やかに行っていかなければならない。

そこで本稿では、千葉県内に甚大な被害をもたらした液状化の対策に絞って、昨年12月に制定された「東日本大震災復興特別区域法」を中心に考察していきたい。

2. 東日本大震災復興特別区域法について

今回の復興特区法に基づき今月から申請の始まる復興特区制度は規制緩和・税制優遇・復興交付金の3つの特例措置を大きな柱としている。以下に主な特例措置を示す。

(1) 規制緩和

- 住宅地、農地など土地の用途ごとに分かれる手続きを一本化し、再開発しやすくする
- 地元漁業者主体の法人が漁協と同様に漁業権を取得できる制度の創設

(2) 税制優遇

- 新規立法企業の法人税を5年間免除
- 被災者を雇用する企業の税金の一部を控除

(3) 復興交付金

- 自治体負担ゼロの復興交付金(総事業費約1.9兆円)の創設

自治体では地域の実情に応じて、各種規制や税制における特例措置を組み合わせた「復興推進計画」〈必要に応じて「復興整備計画」〉を策定し、復興庁(又は復興局)に申請する。さらに、復興交付金事業を実施する場合は、事業計画も提出する。

復興推進計画は、県、市町村が単独又は共同して作成。また、地域協議会を組織している場合は、民間事業者等からの提案も可能。この計画は、個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるためのもの。

復興整備計画は、市町村が単独又は県と共

同して作成。この計画は、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるためのもの。

復興交付金事業計画は、市町村が単独又は県と共同して作成。この計画は、交付金事業（著しい被害を受けた地域の復興のための事業）に関するもの。

今月20日現在、県内の復興特区に該当する

27市町のうちの対応を県がまとめたものが表1である。

これによれば復興交付金事業計画を作成したいとしている市町村が15、検討中が5となっている一方で復興整備計画を作成したい市町村は1、検討中が7、復興推進計画は作成したいが0、検討中が10となっている。

表1 復興特区に関する県内市町村の状況（県内該当27団体。＊は災害救助法適用8団体）

市 町 名	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
千葉市＊	×	×	作成したい
銚子市	検討中	検討中	検討中
市川市	×	×	作成したい
船橋市	×	×	作成したい
松戸市	×	×	×
成田市	×	×	作成したい
佐倉市	×	×	作成したい
東金市	検討中	検討中	検討中
旭市＊	検討中	作成したい	作成したい
習志野市＊	検討中	検討中	作成したい
八千代市	×	×	×
我孫子市＊	検討中	×	作成したい
浦安市＊	検討中	検討中	作成したい
印西市	×	×	×
富里市	×	×	×
匝瑳市	×	×	×
香取市＊	検討中	検討中	作成したい
山武市＊	検討中	×	作成したい
酒々井町	×	×	作成したい
栄町	×	×	作成したい
神崎町	検討中	検討中	検討中
多古町	×	×	作成したい
東庄町	×	×	検討中
大網白里町	×	×	検討中
九十九里町＊	検討中	検討中	検討中
横芝光町	×	×	×
白子町	×	×	作成したい

3. 液状化対策推進事業について

今回の復興特区制度の中の基幹事業（5省40事業）に液状化対策推進事業が創設された背景には、次の大地震発生時の被害を減らすには地盤改良が必要との認識があったからである。

この事業の基本的な考え方は、公共施設の液状化対策費は公費で負担し、民間家屋の液状化対策費は所有者が負担する。ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担するというものである。これによって宅地部分の負担が軽減できる。それは、道路部分を街区単位で格子状に地盤改良を施すことで、宅地への地震動の影響を緩和し、宅地内で必要な液状化対策工事を簡素化する。また、公共一括発注によりスケールメリットが発生し負担を軽減できるからである。

事業内容は以下の3点。

- (1) 液状化対策に必要な調査、事業計画作成、コーディネートに対する支援
- (2) 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域では、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業を支援
- (3) 土地区画整理事業を活用しない場合でも一定規模以上（3,000㎡以上かつ家屋10戸以上）で、官民一体の取組に対して支援

今後の課題は、この推進事業をどのような工法でいかにスピードを速めて実行していくかという点と、すでに個人負担で改良工事をしてしまった人との公平性をどう保つかという点が考えられる。液状化対策工法については浦安市等で専門委員会を立ち上げて検討に入っており有効な工法の決定が待たれる。また、個人負担での改良工事完了者には個別の補償制度の検討も必要である。

4. おわりに



今回の液状化被害では私の住んでいる浦安も大きな被害を受けた。私が市民から言われることは、傾いた家の復旧や道路・護岸の整備はもちろんのことだが、次の大地震が来たときに今回と同じように家が傾いたり沈んだり、ライフラインが寸断されたりしない液状化に強い街を作りたいということである。その意味では復興特区制度による官民一体となった液状化対策推進事業は液状化に強い街づくりへの第一歩になると思う。着実に実行されるようにしていきたい。

最後に、冒頭の東京大学地震研究所の平田直教授の言葉が朝日新聞に載っていたので紹介したい。「東日本大震災が起き、大地震はしばらくないと考えてしまう人がいるが、他の地域での発生確率はむしろ高まっていると認識してほしい。」その通りである。今は3.11の後であると同時にいつかはわからないが必ず起こる大地震XXXの前である。大地震が起こることが防げない以上、いかに起きたときに被害を最小限に止め、復旧を早くするのか。あらゆる視点から対策をしておくことが私たち議員や行政の責務である。

(2012年1月24日)

参考文献 千葉県議会政策情報 (No.63・64合併号・別冊)